

発行責任者
東大和障害福祉ネットワーク
東大和市南街 1-22-6
シティコート南街1F
NPO 法人
自立生活センター・東大和内
TEL:042-567-2622
2012年7月1日発行

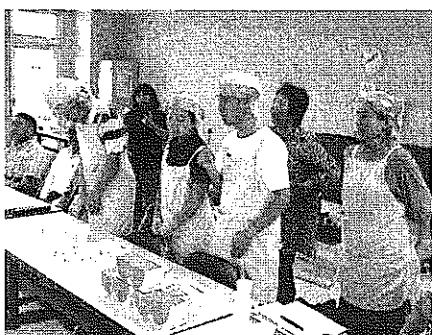
1. 2012年度総会報告

東大和障害福祉ネットワークの第7回定期総会と構成団体による交流会が、6月 22 日(金)午後 1 時 30 分から向原市民センター集会室で開かれました。

第一部の総会では、海老原代表の挨拶にはじまり、2011 年度の活動報告、会計報告、監査報告があり、続けて 2012 年度に向けての代表の話、2012 年度の予算と役員の紹介があり、それぞれ承認されました。



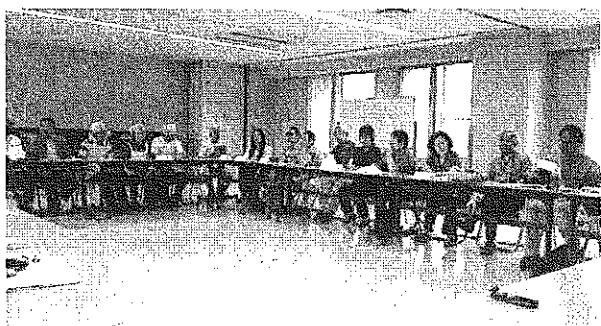
第二部の構成団体の交流会には、14 団体から約 40 人の参加がありました。他に欠席の団体からのメッセージも 3 団体から寄せられています。



各団体からは、団体の紹介や活動の様子、楽しい行事の話や日頃感じている課題などについて報告があり、普段なかなか知ることがなかった団体間の理解を大いに深めることができました。特に、職員の方ばかりではなく、利用者の方が多く参加されたことは大変よかったです。

今後これらの報告を踏まえて、障害福祉ネットワークが課題を整理していくことが必要ですが、何よりも各団体が活発に活動することが障害福祉ネットワークの力を高めていくことになるのだと強く思いました。

また、尾崎市長、吉沢福祉部長、小川障害福祉課長、石川福祉推進課長にも参加していただき、生の声を聞いていただきありがとうございました



2. 2011年度 総合福祉法ネットワーク活動報告

＜総会及び学習会等＞

開催日	内 容
'11年6月24日	総会&市民学習会 「東大和市の震災対策を考える」 講師に、東大和市の防災安全課・福祉推進課の職員をお呼びして、市の防災対策についてお話を頂きました。その後、参加者の方と意見交換をしました。

開催日	内 容
'12年1月26日	講演会：障害者総合福祉法ってなに？～新制度確立に向けて～ 内閣府障がい者制度改革推進会議 担当室長東俊裕氏を講師としてお招きしまし、障害種別を越えてつくりあげられた骨格提言について、お話いただきました。当日は約300名の方々が参加してくださいました。

＜役員会＞

開催日	内 容
'11年4月26日	総会打ち合わせ／今年度活動内容検討／東日本大震災／その他
5月20日	総会打ち合わせ／災害時要援護者支援プランについて／総福センター
6月14日	総会確認／自立支援協議会報告／総福センター／その他
7月12日	総会反省／震災対策意見交換振り返り／地域福祉審議会／総福センター計画見直し／その他
8月9日	総福センターについて意見交換／会報準備／学習会準備／その他
9月9日	総福センター検討委員会報告／自立支援協議会報告／会報確認／学習会準備／その他（移送）
10月14日	総福センター・自立支援協議会について／会報確認／学習会準備／その他
11月16日	総福センター検討委員会報告／自立支援協議会報告／第四次基本計画について／学習会について／その他
12月9日	総福センター検討委員会報告／自立支援協議会報告／地域福祉審議会報告／学習会準備／その他
'12年1月13日	総福センター検討委員会報告／自立支援協議会報告／地域福祉審議会報告／学習会確認／その他／障害者総合福祉法に関する国への意見書提出を求める陳情
2月9日	総福センター検討・地域福祉審報告／障害者自立支援法一部改正に対して／来年度事業について／総合福祉法講演会反省
3月13日	障害者自立支援法一部改正に対して／会報準備／総会について／総福センター・自立支援協議会について

<（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会>

この検討委員会は、2008年度に開催された市民懇談会において、充分に市民合意を得られるような基本計画が立てられなかつたことを受け、市民代表を含め、市と協議していくために、2009年度に新たに、設置されました。東大和障害福祉ネットワークも参加しました。市の財政状況の悪化により、センター建設が凍結していましたが、市有地の使途を決定する必要があるという点や、市民の福祉ニーズが非常に高まっていたこと等を受け、計画案の一定の見直しをした上で、総合福祉センターを建設することになりました。

開催日	内 容
'11年8月22日	市長出席 財政状況説明 事業内容だけではなく、センターの民設民営まで含めて検討の必要がある。要綱の改訂（検討委員会の目的の拡大）
10月27日	計画修正の必要性があるため、市から具体的な事業案提示。 民設民営を前提に、収益性を考慮した。
11月17日	他市のいくつかの総合福祉センター視察報告 事業案に対する意見交換
1月24日	基本計画案がほぼ完成。基幹相談支援センター、事業者に対する基本計画案の説明の仕方
'12年2月21日	基本計画案についての意見交換、民設民営の場合の法人選定方法、民営開始後の市との連携方法について 等

○卒後会説明会について（ネットワークとして開催）

12/13（火）10：00～@向原市民センター 総合福祉センターの現状について 他意見交換

<東大和市地域自立支援協議会>

地域自立支援協議会とは、相談支援事業所、事業者、雇用、教育、医療、当事者団体などの関係機関の連携によって、障害者の地域生活支援を行っていくネットワーク機関であり、地域の課題把握、情報の集約と共有、ネットワークを活用した課題解決、そして福祉の向上に必要な地域の社会資源の開発と改善を行っていくことで、「障害のある人がふつうに暮らせる地域づくり」を目指します。昨年度より生活・就労に関しての専門部会を設置し、本格的に活動を始めました。専門部会報告は、別ページをご参照ください。

開催日	内 容
'11年5月27日	2011年度初全体会： 相談支援窓口の運営方法、部会設置方法 障害福祉課長交替。
8月30日	全体研修会：「まだ認知度・理解度が低い、様々な障害の理解」 医療的ケアの必要な人、知的障害のある人、精神障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病のある人の5人。
12月14日	全体会：第四次地域福祉計画の、障害福祉計画、障害者計画についての意見交換 各部会からの活動報告
'12年2月28日	全体会：専門部会からの報告、相談窓口の状況、平成24年度の活動について

3. 2011年度 東大和市地域自立支援協議会報告

東大和市地域自立支援協議会は、障害者の生活をより良くしていくため、障害者福祉に関する機関や団体が集まって、ネットワーク構築や地域の仕組み改善などについて協議する組織です。障害者自立支援法により、各市区町村に設置することが求められており、東大和市では平成22年3月に設置されました。

東大和障害福祉ネットワークは、設立当初からこの協議会の会長を務めています。

自立支援協議会は、「全体会」と「専門部会」と「有志相談窓口」の3つが活動しています。

全体会

- ・ 各専門部会の活動報告と全体の方針決定
- ・ 制度や法律、障害についてなど、協議会委員の資質向上のための研修会

身体障害者、知的障害者のため有志相談窓口
(毎週水曜日午前中)

専門部会が設置される前は、全体会にて、自立支援協議会の目的の確認や進め方を協議していました。その後、去年の夏以降に専門部会が設置されたので、協議会の活動の中心は専門部会に移り、全体会では各活動の報告を行なっています。

また、年に1回、制度や法律、障害についてなど、協議会委員の資質向上のための研修会を行なっています。

有志相談窓口は、東大和市で身体障害者、知的障害者のための相談支援事業を行なっていないことから、相談支援事業が設置されるまでの間、自立支援協議会委員によって行なっています。

毎週水曜日の9時～12時、社会福祉協議会にて委員が交代でお待ちしております。詳細は、別紙チラシをご覧ください。

「なんだか生活しづらい…」と感じいらっしゃる当事者の方は、なかなか自分では声を上げにくいことが多いと思います。誰でも、他人に相談を持ちかけるのは、大変な労力がいるものです。

皆さんの周りに、「生活しづらそうだけど身動きの取れない方」がいらっしゃったら、代わりに私たちの相談窓口までご連絡をいただくか、その方と一緒に窓口にいらっしゃるなど、ちょっとだけ後押しをしていただけませんでしょうか？

各種支援機関のネットワークを通して皆様の生活を少しでも改善できるよう、お手伝いいたします。

4. 東大和市地域自立支援協議会《生活部会》報告

生活部会は、昨年10月に発足し、平成23年度は3回の生活部会を開催して、障害者の地域生活支援等の課題について意見交換を行ってきました。生活部会は、東大和市在住の障害者の生活全般における「生活しづらさ」について検討し、解決を図っていくための部会です。

当ネットワーク役員でもある尾又昇司が部会長で、東大和療育センターの相談支援者である関田亜紀子氏が副部会長です。他、障害者団体代表、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、障害者相談員、訪問看護ステーション、保険医療関係者等のメンバー16名で構成されています。

平成23年度の生活部会活動報告は、下記の通りです。

第1回：平成23年10月28日（金）PM2:00～4:15

1. 生活部会の目的
2. 生活部会委員自己紹介
3. 障害者の地域生活支援に関する課題等について意見交換

第2回：平成23年12月13日（火）PM1:00～3:00

1. 障害者の地域生活支援に関する課題等について意見交換

第3回：平成24年2月21日（火）PM1:00～3:00

1. 情報交換
2. 移動支援の利用について
3. 障害者の地域生活支援に関する課題等について意見交換

多くの方が課題として認識しているのが、①移動支援の利用について②事業者間のネットワーク③人材不足等がありました。生活部会では、移動支援について他区市の状況を検討し、「複数月単位での利用」、「通所・通学での利用」ができるように、東大和市地域自立支援協議会の全体会に挙げて、東大和市に提案事項として報告しています。

平成24年度は、4月17日（火）PM1:00～3:00に行われ、情報交換と今年度の活動について話し合いました。①相談支援②学習会③講演会④ケース検討⑤災害対策等いろいろな意見が出されました。前年度からの課題である「事業者間のネットワーク」「人材不足」等も併せて、次回以降検討する予定です。

生活部会は、通常、隔月に1回開催し、必要に応じて臨時に開催します。

5. 東大和市地域自立支援協議会《就労部会》報告

昨年9月28日、東大和市地域自立支援協議会就労部会が発足し、昨年度は3回の部会が開かれました。就労部会は、「東大和市の障害者の就労の強化」障害のある人の就労に関するそれぞれの機関が連携を図りながら、就労に係る問題点を共有し、案件についても協議して解決を図る事を目的としています。

構成メンバーは部会長にいなげやウイングの石川誠氏をはじめ、ハローワーク、羽村特別支援学校長、東大和商工会代表、市社会福祉協議会事務局長、市内の作業所、地域生活センターなどから合計14名です。

平成23年度の就労部会活動報告は、下記の通りです。

第1回：平成23年9月28日

- 1、就労部会の目的と役割の確認
- 2、部会員の自己紹介と所属団体の活動内容の紹介
- 3、障害者就労支援室の活動状況について
- 4、障害者の就労、定着に関する課題についてフリーディスカッション

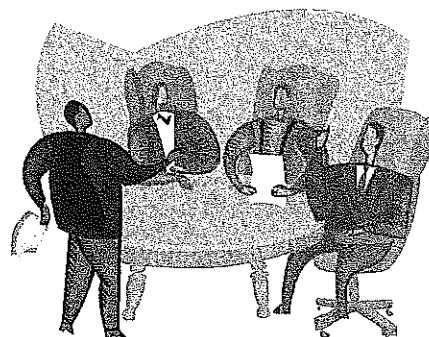
第2回：平成23年12月7日

- 1、前回のディスカッションで出された意見を基に意見交換
- 2、障害者就労支援室での相談事例についての検討、協議

第3回：平成24年2月3日

- 1、福祉就労に関するフリーディスカッション
- 2、障害者就労支援室での相談事例についての検討、協議

本格的な検討はこれからというところですが、今までほとんど交流のなかったさまざまな分野の方々から、情報や意見を聞く事ができ、就労に関する認識を新たにしたり、また作業所の現状や課題を発信する機会にもなり、今後、障害のある人の就労の保障やその受け皿となる作業所の充実や発展にもつながるような機関になればと思います。

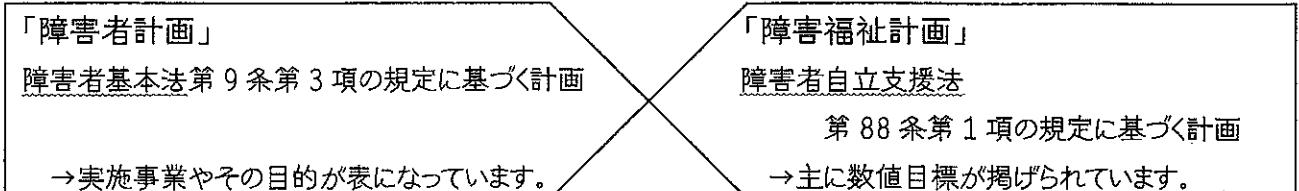


6. 2011年度 地域福祉審議会報告

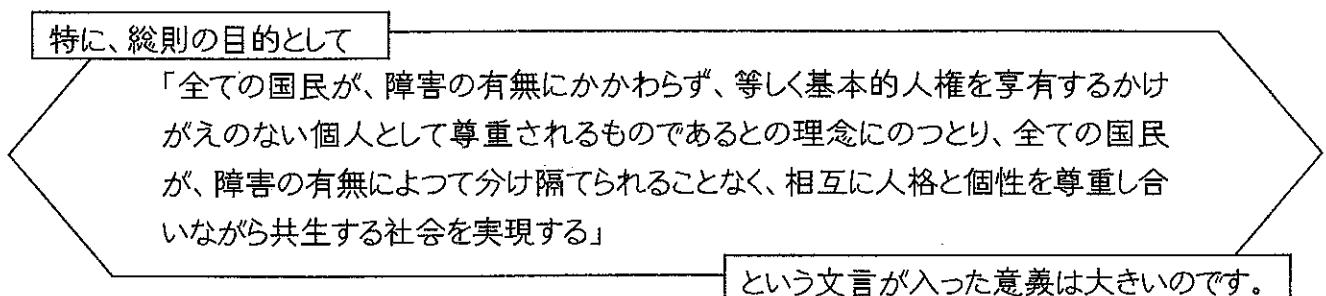
平成23年度の地域福祉審議会は、下記の通り開催されました。

活動	月日	内容
地域福祉審議会 全体会	7/6、11/16、1/30	第四次地域福祉計画策定における諮問
地域福祉審議会 障害者部会	10/20、11/30、1/25	第2次障害者計画と、 第3期障害福祉計画策定における諮問
市民説明会	12/22	

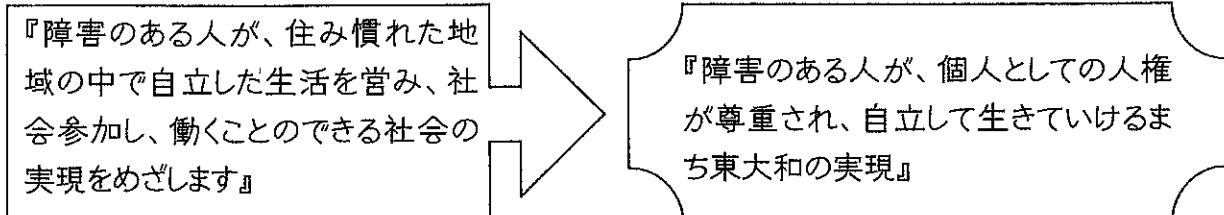
普段は、障害者部会は地域福祉計画の進捗状況審議のため1度くらいしか開催されないので、昨年度は、平成24年度～平成26年度の第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画の策定のため、障害者部会が何度も開催されました。



近年、障害者権利条約批准にむけての動きの中で、障害者福祉関連の制度や法律が、めまぐるしく変動しています。平成23年には、障害者基本法の改正があり、法律の目的や、障害の定義等、大きく変わりました。



そこで第2次東大和市障害者計画の理念も、この基本法を反映させました。



他にも就労支援、地域移行、発達障害者の支援など、今後の課題を議論する場となりました。

両計画は、東大和市のホームページにも掲載されています。是非一度、見てみてくださいね☆

<http://www.city.higashiyamato.lg.jp/25,43648,281,375.html>

7.講演会「障害者総合福祉法ってなに? ～新制度確立に向けて～」開催報告

あの東俊裕室長に東大和で講演していただきました！

平成24年1月26日、「講演会 総合福祉法ってなに～新制度確立に向けて～」を開催しました。



2006年に国連で採択された障害者権利条約を批准するため、「障害者基本法」の改正をはじめ、障害者自立支援法の廃止と新法制定、障害者差別禁止法の制定など、今後の障害者施策の検討が2010年1月より内閣府障がい者制度改革推進会議にて行われています。この推進会議は障害当事者とその支援者を中心に、内閣府の中に設置されています。

講師は、この内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長の東俊裕氏にお願いしました。東さんは国連で権利条約を作る特別委員会にも入っていた方で、車椅子の弁護士さんです。もともと熊本の自立生活センターでも活動をされていた方で、障害者の生活における権利保障にはとても精通した方なのです！2010年に推進会議が立ち上がった時、内閣府によって、室長に大抜擢されました！今回、その東さんをお呼びして、新しくなる総合福祉法の背景を学ぶまたとなしいチャンスとなりました。

法律の勉強となると敬遠してしまうことが多いですが、会場のハミングホールはあっという間に満席。この障害者自立支援法に変わる新法については関心がどれだけ高いかがあらためて認識させられました。東大和市長、福祉部長、障害福祉課長、福祉推進課長、東大和市議会議長、ほか多数の市議会議員も講演を聞きに来てくださいました。



熱心に話を聴く尾崎市長

少し時間が少なかったのが残念ですが、たくさんの人と大変有意義な時間を共有することができたのではないかと思います。

〈以下に、アンケートの感想の一部を掲載します〉

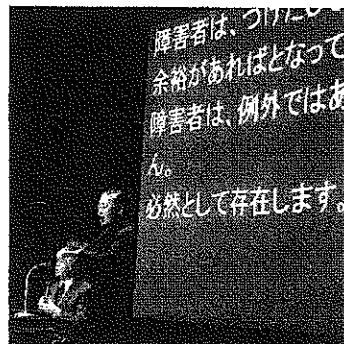
- ☆ それぞれの年齢、立場によって悩み、考え方のちがいがあり参考になりました。
- ☆ 情報の大切さをあらためてわかりました。
- ☆ 今までの制度の問題点と今後の新しい制度の理念、方向性はよくわかりました。
- ☆ 「医学モデルから社会モデルに」を含めた基本法に変更すること。理念、しくみがす

- べてにつながることをわかりやすく説明頂けた。
- ☆ 難しかった。でも大分沢山役立情報を頂き勉強になりました。
- ☆ 全体について、また例を揚げて話して下さり、わかりやすかった。もっと時間をかけて聞きたいと思いました。障害児の親として、もっと勉強して社会を変えていくパワーを持ちたいと思います。このような勉強会、法律、都の取組、市の取組について開催して下さい。



パソコン要約筆記者の皆さん！（4名！）

また、今回の講演は聴覚障害者協会のご協力により、東京都の手話通訳とパソコン要約筆記者を派遣してもらうことができました。「健聴者にとってもわかりやすい」と多くの方にお声を頂きました。



スクリーンに映された要約筆記



会場いっぱいのお客さん！

講演会のDVDあります。
ご覧になりたい方は、当ネットワークまでご連絡ください。



10月に、学習会第2弾として、「障害者と差別」について皆さんと考えていく講演会を開催します☆ぜひご参加ください！

「講演会 障害者差別禁止法ってなに？～これって差別？～」

日時 平成24年10月16日（火）午後2時から

場所 ハミングホール 小ホール

講師 内閣府障がい者制度改革推進会議担当室

政策企画調査官 南館こずえ氏（予定）

8. 市議会に陳情を提出しました！

現在、国では「障害者自立支援法」に替わる新法の制定に向けて、大きく動いています。これは、「障害者自立支援法が障害者の尊厳を大きく傷つけるものである」ことを国が認め、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」批准に向けて、国内法を整備するために進められている障害者制度3大改革のひとつです（あと2つは障害者基本法の改正【2011年度実施済み】と、障害者差別禁止法の制定【2013年度実施予定】）。

この改革については、2009年12月に内閣府の中に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、2011年8月30日、委員の過半数を障害当事者とその支援者が占める55名からなる総合福祉部会により意見書「骨格提言」がまとめられました。その提言をもとに厚生労働省が法案作成し、国会提出となります。

推進会議でまとめた「骨格提言」は、障害者の人権保障を基本とし、地方自治体に対してはメリットも多いのですが、国の予算負担が多くなる・訴訟社会になりかねない、などの理由から、意見書に対する国の抵抗勢力は非常に強い状況でした。そこで、東大和市からも、法案作成に当たっては「骨格提言」を尊重するよう要望する意見書を国に提出していただくよう、2011年11月末に市議会に陳情を提出。その後、「骨格提言の内容について、必要な方には説明に伺います」と厚生文教委員の議員の方々にご連絡したところ、話を聞いてくださったのは共産党と公明党のみ。にもかかわらず、12月の厚生文教委員会での審議では、主に「骨格提言の内容をまだちゃんと理解できていないので、現時点では審議できない」という理由から結果は「継続審議」。特に、現在民主党が国の与党であり、推進会議設置や障害者制度の根本的改革に着手しているのは民主党に他ならないにもかかわらず、東大和市の民主党議員の口から「骨格提言を法案に反映させるに当たっては、慎重な審議が必要で、もっと時間をかけるべきだ」というような発言があったことは、本当に驚きでした。

その後、2012年1月27日に再度厚生文教委員会で審議され「趣旨採択」となり、当ネットワークが要望した意見書の内容に市議会による加筆がされた意見書が、3月末に本会議で採択されました。

実際は、厚生労働省により、「障害者総合支援法」という名称の法案が、2012年3月13日に閣議決定されました。国から降りてくるものを審議するだけでなく、自分たちから情報を先取りして、先に行政に提言をしていくくらいの体制ができてくれば、東大和市はもっと活性化するのではないかと思います。同時に、ライフワークとして障害者福祉専門に取り組んでくれる議員さんが出てくるとありがたいですね。

2012年3月の本会議で採択された意見書は、右ページの通りです。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出されました。

「障害者総合福祉法」（仮称）制定に関する意見書

平成22年1月に内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」は、国連の障害者権利条約の批准及び障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書をもとに、国内法の整備を進めるために議論してきた。

平成22年4月には、この推進会議のもとに、全国の障害者・支援団体の代表者55人が参加した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設けられ、障害者自立支援法にかわる「障害者総合福祉法」（仮称）を、平成25年8月までに制定するための検討が、精力的に重ねられてきた。そして、55人の総合福祉部会委員の総意として、平成23年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」）がまとめられている。

骨格提言は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という合言葉をもとに、平成23年8月に改正された障害者基本法の理念「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」をもとに、障害者を保護の対象から権利の主体へと転換することを求め、地域で自立した生活を営む基本的権利を明確に打ち出している。

よって、東大和市議会は、国会及び政府に対し、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けて、以下について、強く要請する。

1. 障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容を最大限に尊重し、十分に反映させること。
2. 障害者の地域移行・地域定着が可能となる、質・量ともに充実した施策提供体制を確立させること。
3. 障害者福祉制度を充実させるための地方自治体の財源を、国として保障すること。
4. 障害者施策への予算配分の強化については、国民の理解を得る取り組みを重視し、社会保障全般との関連の中での取り組みによって漸進的に進めること。
5. 障害者支援費制度の導入以降、法や制度がめまぐるしく変転してきたことに鑑み、新法の制定及び実施に当たっては、サービスの実施主体である地方自治体の意見を踏まえ、十分な調整を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

9. 憲願達成・総合福祉センター

総合福祉センターの建設は糺余曲折、二転三転してきた経緯がありました。

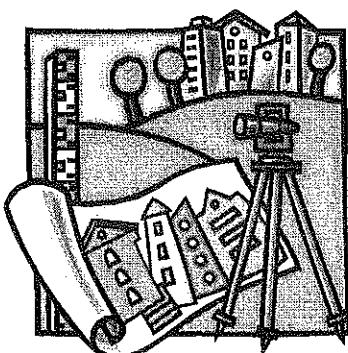
長い間、東大和市に不足している社会資源を作り出すために、総合的な福祉の拠点が求められてきました。そのため、市民は総合福祉センターの建設を訴え続け、その後、市は総合福祉センター基本計画策定検討委員会を設置し、どのようなセンターが必要なのか話し合っていきました。結果的に検討委員会は8回にもわたり開催されましたが、その努力もむなしく、2010年2月に市財政の悪化を理由としたセンター建設凍結が決定され、保留になっていたのです。

そんな中、半ば放置されてきた障害福祉の喫緊の課題に取り組むべく、2011年8月22日に新市長の下、総合福祉センター基本計画策定検討委員会は再開されました。既に始まっている包括支援センターや就労生活支援センターの事業の修正は加わっていますが、凍結されるまで、検討を重ねてきた計画は、大部分は踏襲しています。また、市有地の使用期限が迫ってきているというのも影響がありました。保健・医療・福祉という使途限定で、格安で購入したこの土地は、2011年度中に使用するための目処をつけなければなりませんでした。

そして、2012年4月25日の総合福祉センター基本計画策定検討委員会にて、東京都より、買い上げた市有地を民設民営方式で利用することの許可が出たと正式に発表されました。これで、ようやく東大和市民の数年にも及ぶ悲願が達成されるのでしょうか。

いよいよ残るは、総合福祉センターを建設・運営する団体を公募するだけとなりました。

総合福祉センターは、単一の事業ではないため、ある程度の規模の団体でなければ運営も出来ないと想像されます。また、東大和市の地域性を知っていること、東大和市の緊急の課題にある程度、対応することを求められているため、障害福祉の専門性をしっかりと持っている団体で無ければならない等、事業の実施主体となる団体を探すのもこれから困難な作業になると思われます。



着々と、総合福祉センターが建設に向かっていますが、現時点でもセンターの知名度は高いとは言えません。より市民からの関心が集まるように周知していく必要性があります。

また、建設がゴールではなく、その後の運営こそが最も重要です。市民一人ひとりの問題として、今後も注視していく必要があります。

10. 災害時要援護者の支援体制について

東日本大震災から1年が過ぎた今、あの話題の立川活断層の近くに位置する当市の災害時要援護者対策担当である福祉総合福祉部会福祉推進課の池田剛主査にお話を伺いました。

対策の第1段！

平成23年10月から要援護者避難支援登録が開始！

現在までに1000名以上の方々が登録されているそうです。

対策の第2段！

次に湖畔地域をモデル地区として選定し3回の地域懇談会を開催！

2回目以降は個別訪問も開始しました。

～～そこで見えてきた問題点は～～

- ・ 地域の住民同士での支援に対する抵抗感がある（登録すれば行政の職員が対応してくれるものと思っていた）。
- ・ 自治会活動が順調なところとそうでないところの違いが顕著である。
- ・ 支援する側も高齢者が多い（昼間は若者が少ない）。

一方で！！

個別支援計画を作る中で具体的に支援者を配置できたケースもあったそうです☆
今後も湖畔地域をフォローしつつ、もう1箇所モデル地域を選定したいとの事でした。

○●○全市的な今後の課題○●○

- ・ 災害時の安否確認をどうするか？
- ・ 湖畔地域のような避難所から遠いところはどうするか？
- ・ 安易に避難すればよいということではなく、場合によっては自宅にとどまることも必要だという正しい判断がその時できるか否か？
- ・ 特に一時避難所では対応が困難な知的障害者等の二次避難所（いわゆる福祉避難所といわれているもの）の確保ができるか？（以前から要望が多くいた都立東大和療育センターを二次避難所として指定できるよう、現在都と市において検討を進めていると事である。）
- ・ 今後、市では市内の各団体と情報交換や話し合いなどを重ねていく中で、より良い支援協力体制の整備を進めていく必要がある。

以上のような課題が多くあります。そして私たち自身も日常、地域とどう関わり、どうつながっていくべきかを考え実践すべきときではないでしょうか。

震災以降、頻繁に起きる地震や風水害、放射能汚染など、いつ起こるか分からない災害にきちんと対応できる個別支援計画を行政に頼るのでなく、ここのニーズに合わせた計画が自分たちでも立てられるようにネットワークとしても支援体制を強化していきたいと思います。

「障害者自立支援法」が廃止され「障害者総合支援法」が成立する途中経過の流れの中、4月から自立支援法改正つなぎ法の期間になっています。平成25年8月までの予定ですが、総合支援法が不透明な状況で、なかなかゴールが見えず、変更点の対応に追われているのが現状の様です。私たちの生活に關係が深い法律や制度の変更点などについて、東大和市役所障害福祉課の小川課長にお話をうかがいました。

大きな動き 其の壱：サービス利用計画

平成24年度から障害福祉サービス利用をしている人は必ず「サービス利用計画」を立て、モニタリングを行っていかなくてはならない事になっています。

問題1

東大和では400名以上の方がこのサービス利用計画の作成が必要ですが、現在、市内にこの計画を作成できる指定特定相談支援事業所になれる事業所は2か所しかなく、とても対応しきれないと思われます。

問題2

地方の施設に入っている方の計画は誰が作るのか。現地調査なども必要ですが、受けてくれる事業所があるとは思えません。

問題3

市が指定を取って計画を作成するには、支給決定機関との客観性の保障の問題から、別の部署を作ることが必要となり、かなり難しい状況です。

問題4

事業所の指定は市がすることになっていますが、手続きが煩雑な様です。また、計画作成の指定事業所になるためにはかなり厳しい条件をクリアする必要があるため、指定事業所を増やすのも難しいようです。

問題5

セルフプラン（利用者やその家族が計画を作る）は可能だが、多くの人がセルフプランと言うのは法が想定しているところではありません。

問題6

「サービス利用計画」作成のためには支給決定、支給量など明確な基準を市が作り、公表しなくてはならない。

これらの多くの問題を抱えて、今年度は新規の利用者から優先して「サービス利用計画」の作成をしていきたいと考えています。また、計画を作る指定事業所を増やすための動きをしていきたいと考えています。

大きな動き 其の式：障害児に対する福祉サービス強化への対応

今まで児童デイサービスや、法外で行われていた児童の通所サービスは、「障害者自立支援法」の中で行われていましたが、今年度からは「児童福祉法」の中に体系化されました。市内では「特定非営利法人グループゆう」が5月から法内の「放課後等デイサービス」を開始しました。「やまとあけぼの学園」は移行に向けて検討を始めています。

また、重症心身障害者入所施設が児童福祉法のなかで再編成されるにあたり、今まで利用していた年齢超過の利用者（成人の利用者）は自立支援法のサービス提供へ移行しました。

市はこれらの支給決定などの事務手続きを行うとともに、これまで都が負担してきた部分が市に移される場合もあるので、予算の大幅増を見込まなければなりません。

大きな動き 其の参：障害者虐待防止センター

つなぎ法とは別なのですが、今年10月までに障害者虐待防止センター機能を市に設置しなくてはなりません（議員立法での法律によるものです）。

まだ、明確な事は決まっていませんが、障害福祉課のケースワーカーが虐待防止の通报受理、相談などを担当することになると思います。

課長より

市民の皆さんへの要望にはできるだけ答えていきたいと思っています。

法律の改正や、サービス利用の自然増で福祉予算が大きく伸びてしまっているので、なかなか市独自の政策などが出来ないので、あまりお金がかからないような事はイロイロな工夫をして、やっていきたいと思っています。

例えば、市役所の窓口に手話通訳をおくことができるようになっています。



12. 医療的ケア法制化

2012年4月より、痰の吸引、経管栄養の2つの医療行為がヘルパーの業務として法律に規定されました。

法律施行前は、痰の吸引、胃ろうは違法性阻却という考え方に基づいていました。違法性阻却というのは、違法性はあるけれども罪に問うことはしない（阻却する）ということで、本来は、医療従事者にしかできない吸引等を行っても、一定の条件の下で違法にはしないということです。

今回法制度に規定することで、良い点としては介護職の仕事として明確に定めることで、リスクマネジメントがしやすいという観点や、医療的ケアの従事者が増えるのではないか、という意見があります。

ですが、問題もあります。医療従事者の関与が大きく増え、医療従事者等に研修やテストを受けなければなりません。医療的ケアは、やり方や習熟の仕組みにおいて、個別性が非常に高いものです。従前は、地域ごとの特色を活かしながら、医療従事者の理解を得て、介助者が、利用者本人の主導で家族や熟練したヘルパーにやり方を覚えて、医療従事者に確認を取る、というような形で研修を行なうこともありました。しかし、資格として規定されるため、医療従事者がヘルパーを指導するというある種の上下関係が生まれてしまいます。また、仕組みの複雑さから医療的ケアの従事者は減ってしまうのではないかという意見もあります。

制度自体は2012年4月より動き出しているものの、法制化までが非常に拙速なため、研修を行う事業所の認定は遅れ遅れになり、事業所の数も非常に乏しいものがあります。

なお、具体的な研修としては、2012年度4月以降に研修を受ける場合、基本研修（講義8時間+演習1時間）と利用者宅で行う実地研修を受けることになります。実地研修は、指導看護師に、利用者ごと、さらに同じ利用者でも事業所ごとに受ける必要があります。また、介護福祉士は、2012年度4月から養成のカリキュラム内に研修が位置づけられます。

地域生活をしている痰の吸引、胃ろうが必要な人達、そして、その支援者達は大変真剣な姿勢で取り組んできました。医療的ケアは、誰もが地域で生活できる、という考え方と共に鳴した人達によって担われてきたという側面もあります。そのおかげで、法制化前にも大きな事故、事件は起きていません。

本当に医療的ケアの法制化が必要なのか、もっと深慮が必要でした。当事者にとって使いやすい制度であるべきですし、もっと言えば制度で規定するべきでなかったかもしれません。使いにくい制度で研修は始まってしまいましたが、誰もが地域生活を送っていくように、医療的ケアの火を消さないようにしていきたいですね。



13. 障害者総合支援法について (今までの経緯と現状)

2006年4月、障害者自立支援法は施行されました。しかし、この法律は国民の生活と命を守る憲法に違反しているとして、2008年10月障害者自立支援法違憲訴訟が全国で一斉に提訴されました。

そんな背景のなか迎えた2009年10月の大フォーラムで、長妻前厚生労働大臣は、「重い負担と苦しみと尊厳を傷つける障害者自立支援法を廃止し、新法を、皆さん一人一人の意見を聞いて、皆で一緒によりよい制度をつくっていきたい」と約束しました。そして、同年の12月障がい者制度改革推進本部が内閣府に設置されました。2010年1月、国は、障害者自立支援法違憲訴訟団と、自立支援法廃止を明記した「基本合意」を結んで和解しました。その後、政府内に「障がい者制度改革推進会議」や「総合福祉部会」を設置し、障害者施策の抜本的な見直しを進めました。「総合福祉部会」は、昨年8月、自立支援法廃止後の新法制定に向けて「骨格提言」をまとめました。

今年に入り、この「骨格提言」を盛り込んだ新法の実現を期待するなか、4月18日衆院厚生労働委員会は、障害者自立支援法を事実上恒久化する、障害者総合支援法案を、わずか3時間の審議で採決してしまいました。この法案は、障害者自身がまとめた「骨格提言」をほとんど無視したものです。障害者自立支援法の廃止を政権公約した民主党は、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会を設け、新法の検討をゆだねました。部会がまとめた「提言」は「最大限尊重する」としていたはずです。「提言」は、障害者が地域で平等に生活するために必要な福祉の支援を確実に保障する方向を示しました。自己責任・家族責任を基本とする自立支援法を抜本的に改正することが必要です。

審議入りにあたり、民主、自民、公明3党は、修正で合意しましたが、必要な支援を権利として保障する点が欠けていることでは、修正前と同じです。そればかりか3党の修正案では、実態を適切に反映せず、利用を制限する「障害程度区分」を名称変更して固定化する方向です。修正案は、十分な検討もせず1年後に実施するもので、「3年後に見直す」としていた政府案よりも後退です。

法案は、「利用者負担問題」には触れず、一部の難病患者に対象を拡大するのみで「谷間の障害の解消」は先送りにし、「市町村サービスの格差是正のための財政措置」、「事業者への報酬のあり方や福祉従事者の労働条件改善」、「権利擁護制度」などの重要な課題にも全く手がつけられていません。

国会では、障害当事者や専門家の参考人質疑を含め、十分に議論することを求めます。まともな審議なしに、看板だけ架け替え、「改革した」ことによる動きには納得できません。障害者から「いったい何を信じたらいいのか」と怒りの声が出されるのは当然です。

障害者の声を踏まえた総合福祉法を求める地方議会意見書は、180以上で可決され、大きく広がっています。改正案成立は断念すべきです。新法実現の運動がますます重要なっています。

☆ネットワーク構成団体ニュース☆

特定非営利活動法人ゆうらんせんからのお知らせ

昨年12月末に精神障害のかたの通過型グループホーム‘りらっくす’が移転しました。移転先は、仲原の消防署の近くで、東と南を緑道に面した静かな住宅地です。名称も‘らん’と改め、定員も1名増員して5名定員としました。今まで戸建の一軒家での共同生活の中で、プライバシーの制約もかなりあったのですが、今回、ワンルームのアパートになり、他の人に気兼ねなく生活ができるようになりました。また、お風呂、トイレ、台所が各自の部屋にあるので自由に動くことができています。

この5月1日より、東京都社会福祉事業団の東村山福祉園と八王子福祉園が連携して建築したケアホーム‘きらり’を、ゆうらんせんが業務受託することになりました。場所は、東村山方面に行くと新青梅街道の三光院西の次の交差点を右に曲がってしばらくして右側です。知的障害の男性の方が6名利用されます。今までゆうらんせんでは、東大和市内および近隣市のかたが移動支援や行動援護等のサービスの利用を通して職員や利用者の方との関係を築いてから共同生活の支援を行う形をとっていました。今回は、施設からの地域移行で全く違うパターンでの始まりですが、新しいスタッフも3名入り、「誰もが地域で安心して暮らせる社会」を目指して頑張ります。

NPO法人グループゆうからのお知らせ

私たち「NPO グループゆう」は5月1日から、児童福祉法による、「放課後等デイサービス 放課後デイゆうハウス」を始めました。(今までの活動を法内に移行しました。)

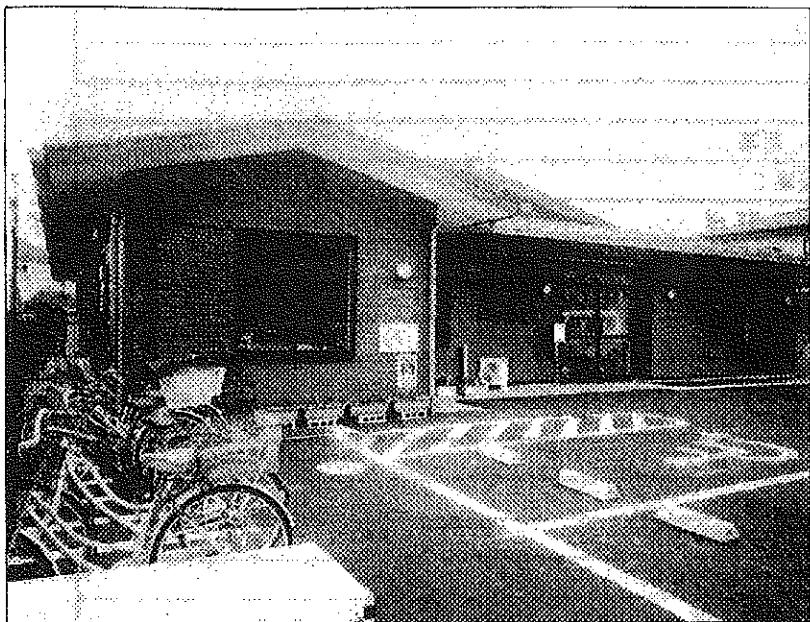
今年4月までは東京都の補助を受けての活動でしたが、法内に規定された活動になるため、かなり混乱しています。移行の最大の目的は利用者負担の軽減です。これによって利用の希望も増えています。

膨大な書類と戦う毎日になっています。今年度は放課後等デイサービスをしっかりとしたものにするための努力をして行くつもりです。(移行担当理事より)

かたつむりの会作業所

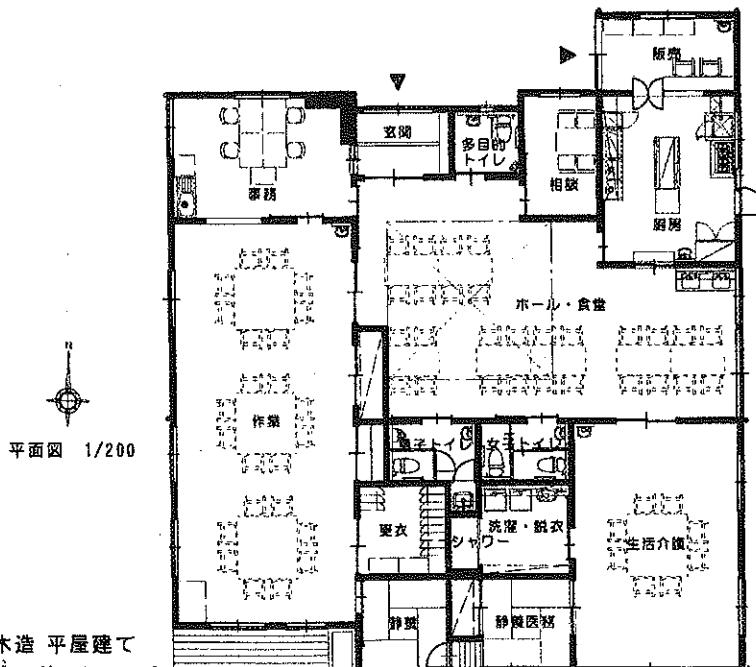
2012年3月竣工

新青梅街道沿いに新しい作業所が完成しました！

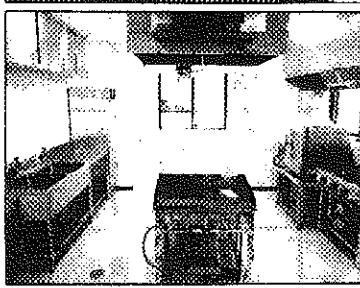
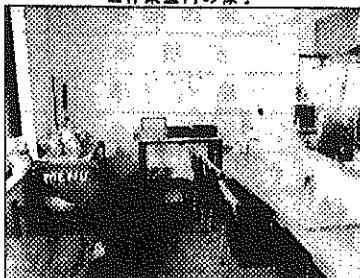


■建物外観

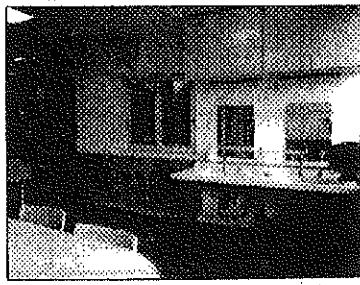
- 「かたつむりの会作業所」は1986年より東大和市で活動してきた知的障がい者小規模通所授産施設です。建替えて以前より広くなった施設は、この春より「就労支援継続B型と生活介護の多機能型事業所」となりました。主な作業内容は紙工ですが、併設の「ら・ごんた」ではケーキやクッキー、焼きソバなどの調理販売も行っています。今後の商品開発を考えて厨房機能も以前より充実させました。
- また、日常の作業室とは別に穏やかな気持ちで過ごせるよう吹き抜けのあるホールを設けました。自然光の入る明るいホールは、ミーティングや食事・休憩だけでなく、来訪者を温かく迎える空間にもなりました。



■作業室内の様子



■販売コーナー「ら・ごんた」と厨房



■ホール・食堂から厨房を見る



■吹き抜けのある明るいホール・食堂

ネットワークに新しい仲間が加わりました！精神障害をもった当事者の方の会です。
自己紹介をいただきました。

あんずの会

代表者	山崎ナビ
連絡先	TEL : 070-5020-7074 メール : safezone@bc.iij4u.or.jp
設立の経緯	2010年6月15日に発足する。 名前の通り「案・す・るより産むが易し」というわけで発足した。 山崎はピアカンにより児童虐待を克服した経緯を持つ。 当会は心の病を抱えた当事者が互いに助け合うための会です。
理念	ピアカウンセリングの目的と同じで ①自己信頼の回復 ②人間関係の再構築 ③社会の変革
会の目標とするもの	就労・ボランティアの参加促進
活動内容	ピアカウンセリング・山崎の話・カラオケ・スポーツ・ 料理等のレクリエーション
会員数	正会員 5人、 賛助会員 10人(2011年度)
会費	正会員会費 1200円、 賛助会費 2000円
対象者	心に病を抱えた当事者。試し参加は誰でもOK。
現在の課題	参加人数を増やす事。皆さん参加してください。
自慢できる事	2011年度の会計が寄付金等により約2.1万円の黒字
今年度の目標	文集を作る事
ネットワークに期待すること	年金、賃金、相談場所、スポーツ等の環境整備を働きかける事。 社会の変革の場所にしたい。

東大和市

地域自立支援協議会とは

障害者が地域で自立した生活をしていくための支援を行う相談支援事業が適切に実施されるよう、障害者福祉に関する機関や団体が一堂に会して、関係機関のネットワーク構築や地域の社会資源の開発・改善などについて協議する組織です。

障害者自立支援法により、市町村及び都道府県に設置することが求められており、東大和市では、平成22年3月に設置しました。

こんなメンバーが

- ・障害者団体や家族会の代表者
- ・相談支援事業者
- ・障害福祉サービス事業者
- ・企業関係者
- ・公共職業安定所
- ・保健医療関係者
- ・特別支援学校
- ・社会福祉協議会

こんなことを しています

- ・相談支援事業の運営について
- ・個別事例への対応について
- ・関係機関のネットワーク構築
- ・地域の社会資源の開発改善
- ・障害福祉計画の進捗状況の把握
- ・その他必要なこと

さらにこんなことも

専門部会

協議会委員に加えて、より身近に地域の障害者とかかわっている機関の者が集まり、その時に最も必要な課題について協議します。現在、『生活部会』『就労部会』を設けています。

相談窓口

協議会委員の有志により身体障害者、知的障害者の相談窓口を社会福祉協議会の協力により設けました。週1回水曜日午前中。

協議会についての
問合せは、
市役所障害福祉課
まで
TEL 563-2111
内線 1123
fax 563-5928

地域自立支援協議会による

身体障害者
知的障害者
のための

相談窓口

このたび、身体障害者や知的障害者の相談体制を充実させるために、これらの障害の方を主な対象とする相談窓口を、地域自立支援協議会の委員が相談員となって開設しました。

この相談窓口での活動を通して、障害のある方のニーズを地域自立支援協議会に反映させていきたいと考えています。ぜひご利用ください。

開設日時

毎週水曜日 午前9時～正午

※祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く。

開設場所

東大和市社会福祉協議会

東大和市中央3-912-3 庚申塚バス停そば

対象者

主に身体障害者・知的障害者の方

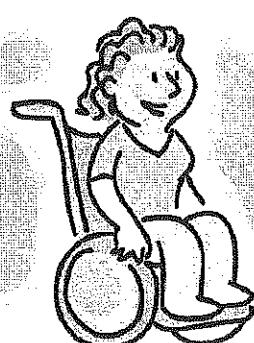
※東大和市在住・在勤・在学の方。

障害者手帳の有無は問いません。ご家族の方でもけっこうです。

相談員

地域自立支援協議会委員が担当します

※相談日には、相談員は1名です。



一人暮らしを始めたい
けど不安だな・・・
ヘルパーさんを頼みたい
けどどうしたら・・・
働くための訓練をしたい
けれど・・・などの
ご相談に応じます。

相談にあたって

- ◆適切なサービスを利用できるよう、相談支援を行います。
- ◆相談員は、協議会委員としての守秘義務を守りながら相談にあたります。
- ◆自立支援協議会と連携するために、相談内容の課題を協議会で共有します。

問合せ 相談予約

社会福祉協議会
電話 564-0012 FAX 564-3680

※相談は、予約制ではありませんが、事前にご予約いただくとスムーズに相談が受けられます。予約受付は社会福祉協議会の開所時間（月～金曜日の午前8時30分～午後5時）内に随時受け付けます。